



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

J R 東日本労働組合
発責 組織情宣部
2023年9月13日 No.650

『変革2027』の実現に資する就業規則等の改正について」の提案を経営側より受ける

東日本ユニオンは9月12日に経営側より『変革2027』の実現に資する就業規則の改正について」の提案を受けました。

「変革2027」の実現に向け、社員一人ひとりの意欲やチャレンジにより一層応えることで社員の成長を後押しし、「変革2027」の実現に向けた取り組みをさらに加速することを目的に就業規則等の見直しを行うとしています。

期末手当における成績率(増額)の見直し

《現行の3つの区分から改正後は7つの区分へ》

※30/100増又は25/100増については、勤務成績が極めて優秀な者に適用することがある

30/100 増
25/100 増
20/100 増
15/100 増
10/100 増
5/100 増
3/100 増

基本給の調整の見直し

移行措置

- ◇基本給の調整を受けていない者の基本給額に2,000円を加える
- ◇エリア職社員及び医療社員の初任給額を2,000円引き上げ

勤務種別の見直し

- ◇設備技術センター・技術センター・工事区の休日制を「第1種特別休日制」に改正
- ◇1日の労働時間を「7時間40分」とする

日直手当及び 宿直手当の見直し

◇法令基準を勘案し1,000円の増額

職名等	1回当り支給額
医師	12,500円
薬剤師の業務を行う者	7,200円
その他の社員	6,600円

テレワークの取扱いの見直し

◇移動時間は労働時間に算入しない



通勤手当における併行した自社線以外の 交通機関の利用に関する見直し

◇実乗車時間のほか、徒歩や乗継ぎの時間等も含めた全体の通勤時間が15分以上短縮できる場合に認定

休日明示を変更する場合の取扱い

現 行	改 正
<p>①私傷病による欠勤が発生した場合</p> <p>②その他の有給休暇又は無給休暇が発生した場合</p> <p>③転勤、転職、昇職、降職、休職又は出向を命じた場合</p> <p>④就業規則第 41 条第 1 項第 4 号～第 8 号の定めによる退職が生じた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病気、自己都合休職満了後なお復職ができない場合 ・ 国務大臣、国会議員又は地方公共団体の長、役員に就任した場合 ・ 死亡、退職を願い出た場合 <p>⑤解雇を命じた場合</p> <p>⑥出勤停止又は懲戒処分決定前の就業制限を命じた場合</p> <p>⑦ダイヤ改正等業務執行体制の変更が生じた場合</p> <p>⑧お客様の要請等により急遽団体臨時列車の運転を計画する必要が生じた場合</p> <p>⑨当初予定しなかった団体添乗業務を行う必要が生じた場合</p> <p>⑩部外関連工事等緊急やむを得ない立会い等が必要となった場合</p> <p>⑪昇進試験の合格者研修を行う場合</p> <p>⑫会社又は連盟主催の競技会や小集団活動発表会等の代表となり、大会に出場することが決定した場合</p> <p>⑬天候不良のやむを得ない事由により会社又は連盟主催の出場予定の競技会等の開催予定が変更となった場合</p> <p>⑭部外団体の主催する各種大会等への参加を認めた者が生じた場合</p> <p>⑮長期的な警備が生じた場合</p> <p>⑯「労働関係事務取扱規程」第 3 条の定めに基づく扱いが必要となった場合(経協、団交、苦情、簡苦、組休)</p>	<p>①有給休暇、無給休暇又はその他の欠勤が生じた場合</p> <p>②女性社員の妊娠により、予定した勤務に従事することができなくなった場合</p> <p>③転勤、転職、昇職、降職又は休職(労働関係事務取扱規程第 10 条の規定による休職を含む。)を命じた場合</p> <p>④就業規則第 41 条第 1 項第 4 号から第 8 号の規定による退職、<u>エルダー社員就業規則第 9 条第 1 項第 2 号から第 5 号の規定による雇用契約の終了、グリーンスタッフ就業規則第 37 条第 1 項第 2 号から第 6 号の規定による雇用契約の終了、解雇、出勤停止又は懲戒処分決定前の就業制限が生じた場合</u></p> <p>⑤ダイヤ改正等業務執行体制の変更が生じた場合</p> <p>⑥部外関連工事等の立会い等又は部外との打合せを行う必要が急遽生じた場合</p> <p>⑦警備を行う必要が急遽生じた場合</p> <p>⑧労働関係事務取扱規程第 3 条の規定に基づく扱いが必要となった場合</p> <p>⑨昇進試験の合格者研修を行う場合</p> <p>⑩乗務員養成のため同一箇所内において担務変更を命じた場合</p> <p>⑪会社又は連盟主催の競技会や <u>My Project 交流会</u> 等の代表となり、大会(本社以外における大会を含む。)に出場することが決定した場合</p> <p>⑫天候不良等のやむを得ない事由により会社又は連盟主催の出場予定の競技会等の開催予定が変更となった場合</p> <p>⑬部外団体の主催する各種大会等への参加を認めた者が生じた場合</p> <p>※「正規の勤務を離れ諸会合等へ参加する場合の勤務の取扱いについて」(平成元年 4 月 6 日人勤第 1 号通達)に定める国民体育大会、アジア大会、オリンピック大会及び都市対抗野球大会などが該当する。</p>

一旦指定した勤務及び休日等の取扱いについて

現 行	改 正
<p>① 次の事態が生じた場合には、関係社員等の勤務日の2日前までに、指定した勤務及び指定した休日等の変更を行うことがある。</p> <p>ア 年次有給休暇、有給休暇、無給休暇又はその他の欠勤が生じた場合</p> <p>イ 転勤、転職、昇職、降職又は休職（労働関係事務取扱規程（昭和62年4月人達第19号）第10条の規定による休職を含む。）を命じた場合</p> <p>ウ 規則第41条第1項第6号及び第7号の規定による退職、解雇、出勤停止又は懲戒処分決定前の就業制限が生じた場合</p> <p>エ ダイヤ改正等業務執行体制の変更が生じた場合</p> <p>オ お客様の要請等により急遽団体臨時列車の運転を計画する必要が生じた場合</p> <p>カ 長期的な警備が必要となった場合</p> <p>キ 労働関係事務取扱規程第3条の規定に基づく扱いが必要となった場合</p> <p>ク 争議が発生した場合</p> <p>② 非常災害が発生した場合又はそのおそれがあると会社が判断した場合及び事故が発生した場合は、関係社員等の勤務日の前日までに、指定した勤務及び指定した休日等の変更を行うことがある。</p> <p>③ 急遽団体添乗を行う場合は、規則第81条の2の規定による取り扱いをするため、指定した勤務については当該勤務開始までに、指定した休日等については前日までに変更する。</p> <p>④ 天候状況等により予定していた夜間作業を急遽中止せざるを得なくなった場合は、当該勤務を取消し、翌日新たに労働時間が8時間以内の勤務を指定することがある。</p>	<p>① 次の事態が生じた場合には、関係社員等の勤務日の2日前までに、指定した勤務及び休日等の変更を行うことがある。</p> <p>ア 年次有給休暇、有給休暇、無給休暇又はその他の欠勤が生じた場合</p> <p>イ <u>女性社員の妊娠により、指定した勤務に従事することができなくなった場合</u></p> <p>ウ 転勤、転職、昇職、降職又は休職（労働関係事務取扱規程第10条の規定による休職を含む。）を命じた場合</p> <p>エ 就業規則第41条第1項第4号から第8号の規定による退職、<u>エルダー社員就業規則第9条第1項第2号から第5号の規定による雇用契約の終了</u>、<u>グリーンスタッフ就業規則第37条第1項第2号から第6号の規定による雇用契約の終了</u>、解雇、出勤停止又は懲戒処分決定前の就業制限が生じた場合</p> <p>オ ダイヤ改正等業務執行体制の変更が生じた場合</p> <p>カ <u>部外関連工事等の立会い等又は部外との打合せを行う必要が急遽生じた場合</u></p> <p>キ 警備を行う必要が急遽生じた場合</p> <p>ク 労働関係事務取扱規程第3条の規定に基づく扱いが必要となった場合</p> <p>ケ 争議が発生した場合</p> <p>② 非常災害<u>若しくは</u>事故が発生した場合又は非常災害のおそれがあると会社が判断した場合は、関係社員等の勤務日の前日までに、指定した勤務及び休日等の変更を行うことがある。</p> <p>③ 天候状況等により予定していた夜間作業を急遽中止せざるを得なくなった場合は、当該勤務を取り消し、<u>その翌日に新たに</u>労働時間が8時間以内の勤務を指定することがある。</p>

実施期日 令和6年4月1日